

掲示期間 7.6 - 7.15

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 新潟市中央区本町通八番町1304番地2、1304番地4

防火対象物の名称 アビタシオンビル

命令を受けた者の氏名 宮内 勝和

上記防火対象物は、消防法に違反しているので、令和8年6月19日、消防法第17条の4第1項の規定に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

- (1) 令和8年11月30日までに、自動火災報知設備を設置すること。
- (2) 令和8年11月30日までに、2階に避難器具を設置すること。

新潟市消防局公告第22号

令和8年7月6日

新潟市消防長

阿部 一彦